

みなさんと農業農村整備事業を進めていきます

環境に配慮した事業を進めるため、環境調査の実施や計画の策定段階から地域のみなさんと環境への配慮方法を考えていきます。

さらに、事業の実施中や事業完了後においても環境との調和への配慮を検討するとともに、環境への影響をモニタリングします。その結果により、必要に応じて施設の補修や修正を行う順応的管理を実施していきます。

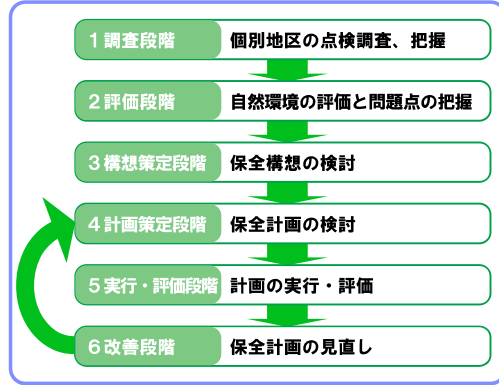
注：右の事業の進め方は、当面、農業農村整備事業のうち、以下の事業に適用します。

- 貴重種の生息が確認された地点など『特に環境保全に配慮すべき事業』
- 環境への影響が大きい『大規模な農業農村整備事業』（受益面積 10ha 以上）



農業者、農村地域に居住する市民、有識者、都市地域に居住する市民、企業、市民活動団体など

事業の進め方



「農村環境情報協議会」での意見交換

みなさんも参加してみませんか？

農村環境計画を推進していくためには、様々な方々の理解と主体的な取組が必要です。みなさんの参加・協力をお待ちしています。

- 農村地域に居住する市民
- 都市地域に居住する市民
- 企業

市民

農村環境への理解や関心を深め、保全活動への直接的、間接的な関わり合いにより、社会での環境保全意識の広がりを担います。

農家

農業団体

農業者

地域に根ざした主体として、行政や市民活動団体などと連携を図りながら、農村環境の保全、活用を実践します。

様々な主体の連携による農村地域の環境の保全・活用

市民活動団体

農村環境の保全・活用活動やモニタリング調査に関わったり、市民や事業者のネットワーク形成等の様々な保全活動を行います。

行政

農業農村整備事業や関連事業を実施したり、地域が取り組みやすい場（しくみ）をつくり、地域の自発的な取組を支援、促進します。

- 環境に配慮した事業の実施
- 各種観察会の実施
- 環境指標の評価
- 事業実施時の意見交換の場の開催など

お問い合わせ先 **浜松市農林水産部農業水産政策課**

〒432-8023 浜松市中区鶴江 3-1-10 TEL 053-457-2334 / FAX 053-457-2214 eメール nousei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

再生紙表示

浜松市農村環境計画

平成 23 年 4 月

未来に響け！

みんなで奏でる農と自然の交響曲



農村環境計画の目的

浜松市は、天竜川中流域の中山間地、扇状地の平野、河岸段丘の三方原台地、そして浜名湖から遠州灘沿岸部と多彩な地域を有しています。中でも農地は、農業生産活動が行われることによって、美しく安らぎのある景観や、多様な生き物の生育・生息の場を提供したり、水資源のかん養、土壌侵食防止などの多面的な機能を発揮しています。農業農村整備事業（*）の実施においては、高い生産性を実現するために、施設整備を中心に環境との調和を図ってきました。しかし、農業従事者の減少による耕作放棄地の増加等から鳥獣被害が拡大したり、かつての田園の風景や身近な生き物が減少する傾向にあります。

そこで、浜松市では、農業農村整備にあたっての環境配慮の指針を示す「浜松市農村環境計画」を策定し、これをもとに環境との調和に配慮した事業を進めていくことによって、多様な農村環境が次代へ引き継がれ、地域づくりにつながることを目指します。そのためには、農村環境を取り巻く様々な主体の自発的な参加、協働が不可欠であるため、市民、市民活動団体、農業者、行政がそれぞれの役割分担のもと、活動していくことを目指します。

* 農業生産の基礎となる農地や農業用水の整備とともに農道・農業集排水施設の整備など農村生活環境の整備を行うものです。



環境保全の基本方針

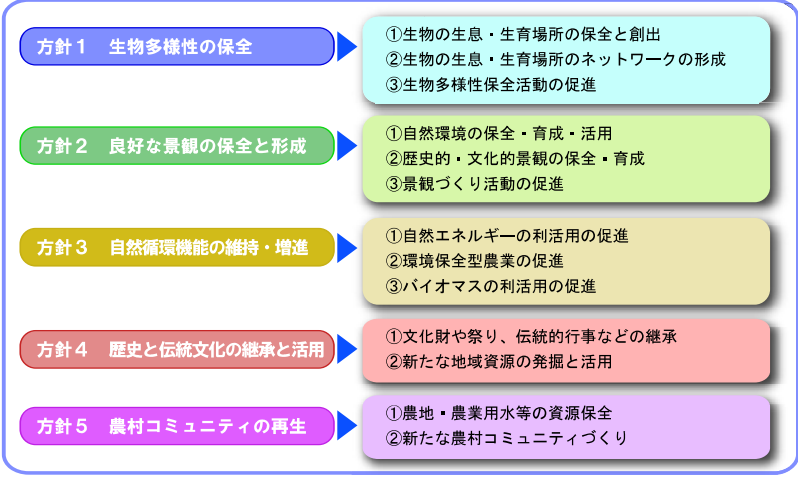
市民一人ひとりが浜松の各地域の農村環境を認識し、市民共有の資産として保全・再生することで、農村環境が持つ多面的機能を次代へ継承していきます。

基本理念

未来に響け！

みんなで奏でる農と自然の交響曲 シンフォニー

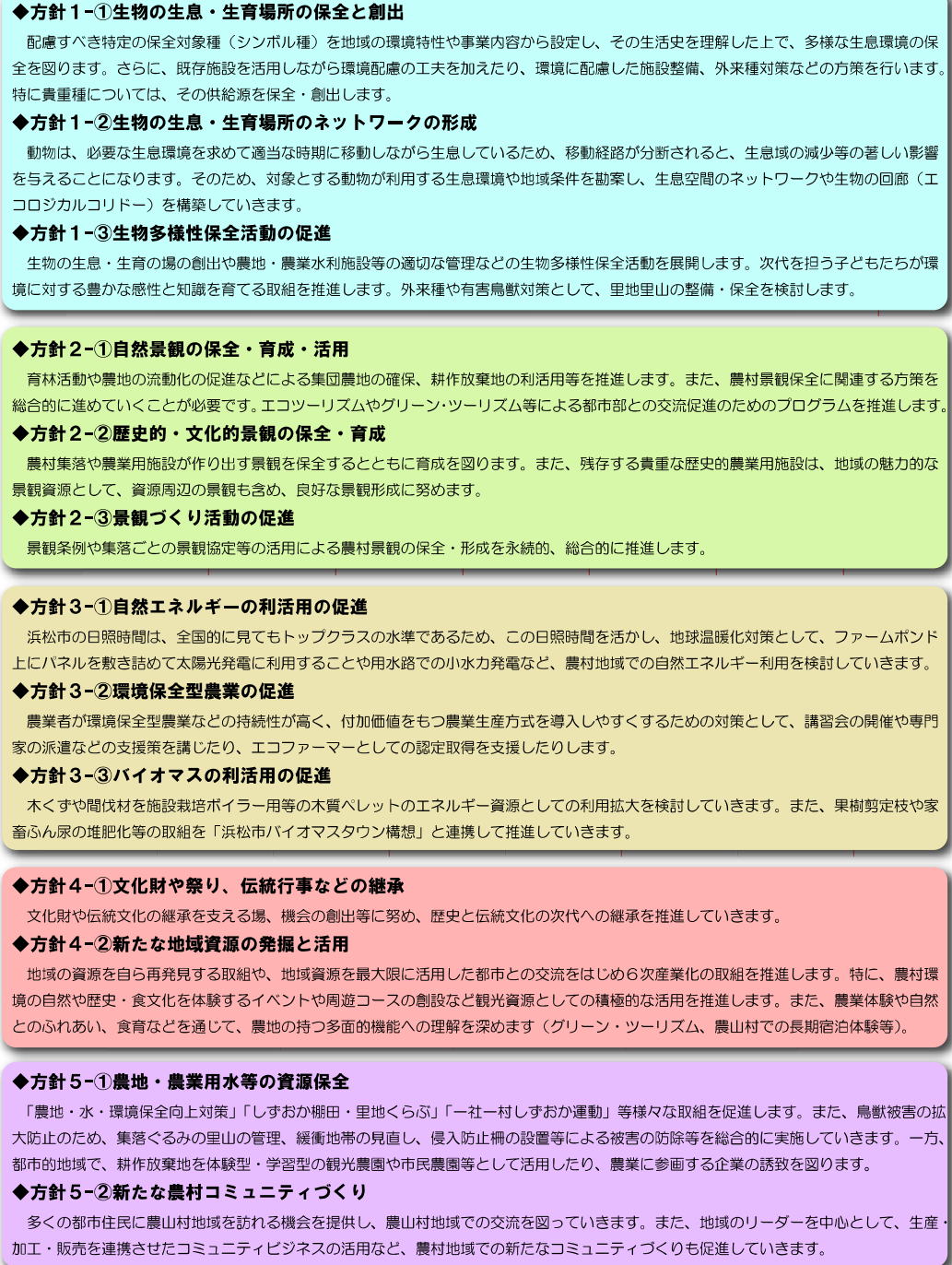
基本方針



計画の対象となる地域

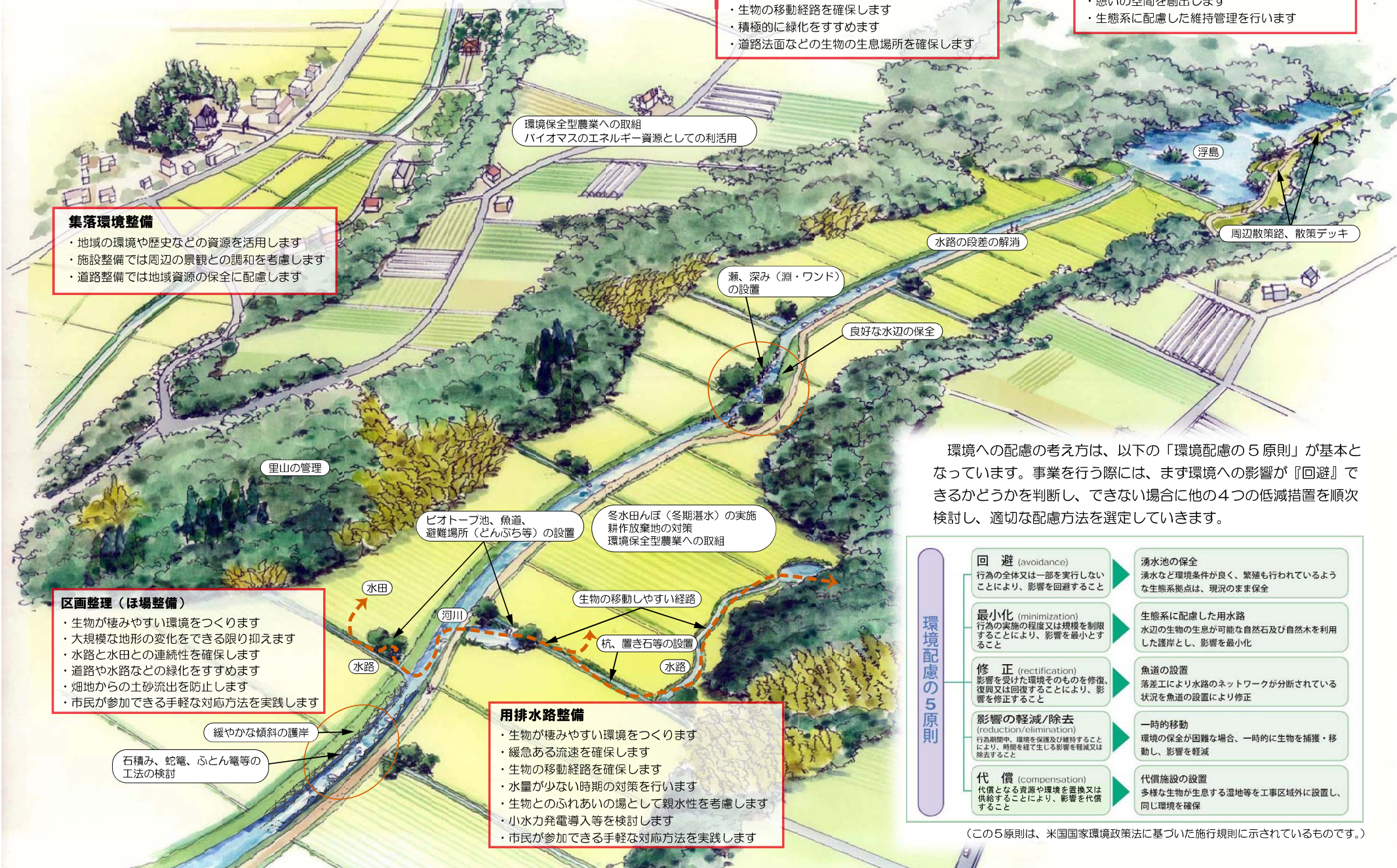
計画の対象地域となるのは、市内の農業振興地域です。ただし、農業振興地域外であっても、今後、農業農村整備事業を実施するにあたり、環境への配慮が必要と想定される地域は対象とします。計画では、山間部や台地、海岸部などの環境特性に応じて地域を区分しています。それぞれの地域の特性を活かして、本計画を進めていきます。

全体計画



環境との調和に配慮した事業の実施《環境への配慮例》

農業農村整備事業の実施にあたっては、農業者・住民等の意向を十分踏まえ、『安全性』、『経済性』、『維持管理方法』などの検討を行い、地域条件と管理条件に応じた柔軟な対応を基本として、環境との調和に配慮した事業をすすめます。



農道整備

- ・環境に影響の少ないルートを選定します
- ・生物の移動経路を確保します
- ・積極的に緑化をすすめます
- ・道路法面などの生物の生息場所を確保します

ため池整備

- ・生物が棲みやすい環境をつくります
- ・周辺の環境と景観に配慮した整備をすすめます
- ・憩いの空間を創出します
- ・生態系に配慮した維持管理を行います

集落環境整備

- ・地域の環境や歴史などの資源を活用します
- ・施設整備では周辺の景観との調和を考慮します
- ・道路整備では地域資源の保全に配慮します

区画整理（ほ場整備）

- ・生物が棲みやすい環境をつくります
- ・大規模な地形の変化をできる限り抑えます
- ・水路と水田との連続性を確保します
- ・道路や水路などの緑化をすすめます
- ・畑地からの土砂流出を防止します
- ・市民が参加できる手軽な対応方法を実践します

用排水路整備

- ・生物が棲みやすい環境をつくります
- ・緩急ある流速を確保します
- ・生物の移動経路を確保します
- ・水量が少ない時期の対策を行います
- ・生物とのふれあいの場として親水性を考慮します
- ・小水力発電導入等を検討します
- ・市民が参加できる手軽な対応方法を実践します

環境への配慮の考え方は、以下の「環境配慮の5原則」が基本となっています。事業を行う際には、まず環境への影響が『回避』できるかどうかを判断し、できない場合に他の4つの低減措置を順次検討し、適切な配慮方法を選定していきます。

環境配慮の5原則	回避 (avoidance) 行為の全体又は一部を実行しないことにより、影響を回避すること	湧水池の保全 湧水など環境条件が良く、繁殖も行われているような生態系拠点は、現況のまま保全
	最小化 (minimization) 行為の実施の程度又は規模を制限することにより、影響を最小とすること	生態系に配慮した用水路 水辺の生物の生息が可能な自然石及び自然木を利用した護岸とし、影響を最小化
	修正 (rectification) 影響を受けた環境そのものを修復、復興又は回復することにより、影響を修正すること	魚道の設置 落差により水路のネットワークが分断されている状況を魚道の設置により修正
	影響の軽減/除去 (reduction/elimination) 行為期間中、環境を保護及び維持することにより、時間を経て生じる影響を軽減又は除去すること	一時的移動 環境の保全が困難な場合、一時的に生物を捕獲・移動し、影響を軽減
	代償 (compensation) 代償となる資源や環境を置換又は供給することにより、影響を代償すること	代償施設の設置 多様な生物が生息する湿地等を工事区域外に設置し、同じ環境を確保

(この5原則は、米国国家環境政策法に基づいた施行規則に示されているものです。)